

第4号議案

育児・介護休業等に関する規程等の変更について

(案)

育児・介護休業法施行規則等の改正（令和3年1月1日施行）を受けて、「育児・介護休業等に関する規程」及び「契約職員及び嘱託職員の育児・介護休業等に関する規程」を別紙のとおり変更する。

施行日：2021年1月1日

以上

(添付資料)

別紙：新旧対照表

## 育児・介護休業等に関する規程 変更案 新旧対照表

変更前	変更後
<p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 子の看護休暇 (子の看護休暇)</p> <p>第15条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、当該子が1人の場合は1年(起算日は4月1日)につき5日、2人以上の場合は1年につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。</p> <p>2 子の看護休暇は、<u>半日単位</u>で取得することができる。</p> <p>3 子の看護休暇については、給与を支給する。</p>	<p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 子の看護休暇 (子の看護休暇)</p> <p>第15条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、当該子が1人の場合は1年(起算日は4月1日)につき5日、2人以上の場合は1年につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。</p> <p>2 子の看護休暇は、<u>時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して</u>取得することができる。</p> <p>3 子の看護休暇については、給与を支給する。</p>
<p>第5章 介護休暇 (介護休暇)</p> <p>第16条 要介護状態にある家族の介護その他世話をする職員は、当該家族が1人の場合は1年(起算日は4月1日)につき5日、2人以上の場合は1年につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。</p> <p>2 介護休暇は、<u>半日単位</u>で取得することができる。</p> <p>3 介護休暇については、給与を支給する。</p>	<p>第5章 介護休暇 (介護休暇)</p> <p>第16条 要介護状態にある家族の介護その他世話をする職員は、当該家族が1人の場合は1年(起算日は4月1日)につき5日、2人以上の場合は1年につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。</p> <p>2 介護休暇は、<u>時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して</u>取得することができる</p> <p>3 介護休暇については、給与を支給する。</p>
<p>第6章～第8章 (略)</p> <p>附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。 附則(平成28年12月27日) この規程は、平成29年1月1日から施行する。</p>	<p>第6章～第8章 (略)</p> <p>附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。 附則(平成28年12月27日) この規程は、平成29年1月1日から施行する。 <u>附則(2020年12月 日)</u> <u>この規程は、2021年1月1日から施行する。</u></p>

契約職員及び嘱託職員の育児・介護休業等に関する規程 変更案 新旧対照表

変更前	変更後
<p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 子の看護休暇 (子の看護休暇)</p> <p>第15条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、当該子が1人の場合は1年(起算日は4月1日)につき5日、2人以上の場合は1年につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。</p> <p>2 子の看護休暇は、<u>半日単位</u>で取得することができる。</p> <p>3 子の看護休暇については、給与を支給する。</p>	<p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 子の看護休暇 (子の看護休暇)</p> <p>第15条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、当該子が1人の場合は1年(起算日は4月1日)につき5日、2人以上の場合は1年につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。</p> <p>2 子の看護休暇は、<u>時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して</u>取得することができる。</p> <p>3 子の看護休暇については、給与を支給する。</p>
<p>第5章 介護休暇 (介護休暇)</p> <p>第16条 要介護状態にある家族の介護その他世話をする職員は、当該家族が1人の場合は1年(起算日は4月1日)につき5日、2人以上の場合は1年につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。</p> <p>2 介護休暇は、<u>半日単位</u>で取得することができる。</p> <p>3 介護休暇については、給与を支給する。</p>	<p>第5章 介護休暇 (介護休暇)</p> <p>第16条 要介護状態にある家族の介護その他世話をする職員は、当該家族が1人の場合は1年(起算日は4月1日)につき5日、2人以上の場合は1年につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。</p> <p>2 介護休暇は、<u>時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して</u>取得することができる</p> <p>3 介護休暇については、給与を支給する。</p>
<p>第6章～第8章 (略)</p> <p>附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。 附則(平成28年12月27日) この規程は、平成29年1月1日から施行する。</p>	<p>第6章～第8章 (略)</p> <p>附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。 附則(平成28年12月27日) この規程は、平成29年1月1日から施行する。 <u>附則(2020年12月 日)</u> <u>この規程は、2021年1月1日から施行する。</u></p>

以上